

令和 2 年 3 月 19 日

自動車局 審査・リコール課

「運転支援システム」を過信・誤解しないでください！

～ 運転支援システムの機能の限界と過信の危険性を啓発するビデオを作成・公表しました ～

近年、「運転支援システム」を搭載した自動車が普及していますが、これらのシステムには機能の限界があり、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては作動しません。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 「運転支援システム」とは

ドライバーの適切な周辺監視の下、高速道路等において、速度や前走車との車間距離を自動制御する装置（全車速追従クルーズコントロール）、車線の中央付近を走行するよう自動制御する装置（車線維持支援装置）等です。適切に使用すれば、運転者の負担を軽減します。



2. 「運転支援システム」の機能の限界

運転支援システムには**機能の限界があり**、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては、作動しない（または使用中に突然機能が停止する）ことがあります（別紙参照）。

その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者にあります。

3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 運転支援システムは、システムが周辺監視や全ての運転操作を行う「自動運転」ではなく、あくまでも、アシスト機能です。
- 運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を**正しく理解して**、使用してください。（ビデオにあるとおり、過信していると、突然機能が停止した場合等に、衝突を回避できません。）

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://youtu.be/cRJkvgl3eSA>



問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
寺戸、村井

代表：03-5253-8111（内線）42352

直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640